

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 00 分

閉会時間 午後 1 時 58 分

日時 平成 26 年 10 月 17 日(金)

場所 防災新館 2 階会議室

委員出席者 委員 長 渡辺 英機
副委員 長 大柴 邦彦
委員 高野 剛 武川 勉 河西 敏郎 山田 一功
塩澤 浩 杉山 肇 遠藤 浩 保延 実
山下 政樹 久保田松幸 高木 晴雄 望月 利樹
安本 美紀 水岸富美男

委員欠席者 飯島 修 仁ノ平尚子

説明のため出席した者

教育長 阿部 邦彦 教育次長 吉原 美幸
文化振興監 中澤 卓夫 教育委員会次長(総務課長事務取扱) 相原 正志
福利給与課長 雨宮 貴 学校施設課長 櫻井 順一
義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 斉木 邦彦
新しい学校づくり推進室長 河野 利之 社会教育課長 相河 竜治
スポーツ健康課長 上野 直樹 全国高校総体推進室長 清水 義周
学術文化財課長 田中 禎彦

警察本部長 飯利 雄彦
警務部長 天野 賀仁 刑事部長 有泉 辰二美 生活安全部長 古屋 一栄
交通部長 松原 茂雄 警備部長 藤原 芳樹 首席監察官 川崎 雅明
総務室長 細入 浩幸 警務部参事官 市川 和彦 生活安全部参事官 三枝 義彦
刑事部参事官 小林 仁志 交通部次長 古屋 政博 交通部参事官 篠原 義政
会計課長 窪田 圭一 地域課長 久保寺 哲哉
少年・女性安全対策課長 清水 雅仁 生活安全捜査課長 河西 昇
通信指令課長 久保田 兼一 捜査第一課長 鶴田 孝一
組織犯罪対策課長 中島 義夫 交通指導課長 島津 好夫 交通規制課長 初原 豊
警備第二課長 加々美 誠 運転免許課長 佐藤 秀徳 警備第一課長 荒居 敏也

企画県民部長 堀内 浩将
企画県民部理事 横森 梨枝子 企画県民部次長 桐原 篤
企画課長 宮澤 雅史 北富士演習場対策課長 志村 勇
情報政策課長 赤岡 重人 統計調査課長 竹中 洋
県民生活・男女参画課長 市川 美季 消費生活安全課長 古屋 久
生涯学習文化課長 内田 不二夫

花き農水産課長 清水 靖

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明
森林環境部理事 佐野 克己 森林環境部次長 保坂 公敏
森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 前沢 喜直
森林環境部技監 江里口 浩二 森林環境部参事 山口 幸久
大気水質保全課長 中込 美彰 環境整備課長 笹本 稔
みどり自然課長 上島 達史 森林整備課 島田 欣也
林業振興課長 橋田 博 県有林課長 関岡 真 治山林道課長 田邊 幹雄

エネルギー局長 小林 明 エネルギー政策課長 井出 仁

出納局次長(会計課長事務取扱) 小林 幸子

議題 認第 1 号 平成 25 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 01 分から午前 10 時 58 分まで教育委員会関係(午前 10 時 26 分から午前 10 時 30 分まで休憩をはさんだ)、午前 11 時 14 分から午前 11 時 31 分まで警察本部関係、午後 1 時から午後 1 時 58 分まで企画部・森林環境部・エネルギー局関係の部局審査を行った。

質 疑 教育委員会関係

(収入済額の雑入の内訳について)

山下委員 1 点だけ教えてください。教 3 ページの収入済額の主なものというところで、雑入の金額が結構大きい。この内訳を教えてくださいませんか。

相原教育委員会事務局次長 雑入の内訳でございますけれども、まず、奨学金関係で、定時制の通信制課程の学生に対する奨学金の返還分、それから地域改善対策奨学金の返還分が 2,131 万 8,000 円ということで収入になっております。その他、社会教育関係のことぶき勸学院学習費の盗難が以前、峡東事務所管内でございまして、犯人が捕まっておらず、そちらの分が回収できていないということで、そちらの金額が 71 万円ございます。その他、高校の電気料の雑入分という内訳になってございます。

山下委員 突然の質問ですから申しわけないですけれども、金額がそれじゃあ全然合わないわけですから、また後で資料を提出していただくようお願いいたします。

相原教育委員会事務局次長 教育委員会所管の雑入金は 2 億 4,000 万ということになっていますが……。すみません、失礼いたしました。先ほどの奨学金事業の分ですが、こちらのほうが 1 億 1,600 万円ほどでございます。それで日本スポーツ振興センターの共済給付金、こちらが 4,300 万円、それから派遣職員の給与費といたしまして約 900 万円ですね。865 万 2,000 円ということになっております。あと、山梨ことぶき勸学院の雑収入として 670 万円という内訳になっていて、合計で 2 億 4,200 万円という内訳でございます。失礼いたしました。

山下委員 はい、結構です。

渡辺委員長 いいですか。

山下委員 ええ、結構です。

渡辺委員長 資料提出はいいですか。

山下委員 はい。

(財産収入の予算現額と調定額及び収入済額の差について)

遠藤委員 1点お願いいたします。教2ページになりますけれども、財産収入のところ、予算現額が2,500万円余りで、調定額、収入済額が6,900万円ということで、予算と調定額、収入済額が大きく変化しているんですけども、その要因として私が推測する限りは、生産物売払収入なんかが考えられるんですが、なぜこのように予算現額と調定額、収入済額が変わっているのかをお尋ねします。

相原教育委員会事務局次長 予算現額のところにつきましては、予算書を作成する際に、収入分としてある程度見込みを含めて作成しております。生産物売払収入については、年度ごとに上がったたり下がったりというところはあると思いますが、前年度の予算作成時における実績に基づきまして、ある程度の見込みを含めた予算策定ということになっております。見込みと実際の収入の差が出てきているものです。

遠藤委員 予算現額が2,500万円で調定額が6,900万円ですから、差額が4,000万円以上あるということになります。この生産物売払収入金額は2,000万円ということなんですが、決算報告書のほうを見ますと、当初予算額が2億1,000万円余りということになっていまして、前年と比べ、補正で若干減っているということなんですけれども、この辺の数字の食い違いがよくわからないんですが、なぜこれは4,000万円ふえているのでしょうか。ふえる要因としては生産物くらいしかないと思うんですけども、もう少しわかるような説明をいただきたいなと思います。

相原教育委員会事務局次長 先ほど申しましたように、予算につきましては、前年度のある程度の見込みの中で2,500万円という見込みを立てて、収入として計上してあるわけですが、実際に当該年度の調定額のところのこの差の部分については、細かい内訳は今の段階ではわかりませんが、ここに書いてあるように、土地貸付料から生産物売払収入までの間で、実際に収入がふえるということがあり、予算にかかわらず、その収入部分を調定したということです。

遠藤委員 おそらく委員会で補正予算を審議していると思うんですけども、多分何回か補正して、この金額、調定額になっていると思うので、その変化を、どういうものが変わったのかということをお示しいただきたいと思います。

相原教育委員会事務局次長 先ほどの収入済額の土地貸付料及び家屋貸付料ですが、この両貸付料については、教育委員会のほうの予算として計上をしておらず、財政課のほうに予算として計上されているということで、そもそもその部分が教育委員会予算のところから抜けているということが一つ原因としてあります。

ただし、調定のほうにつきましては、教育委員会で実際に調定をしておりますので、その分だけ教育委員会の調定額がふえているということでございます。

遠藤委員 そうしますと、この予算現額に対して調定額がふえている原因としては、一つ

は、生産物売払収入が存置か何かで計上されたものが2,000万円ほどになったということと、財政課の所管であった土地、家屋が教育委員会に移管されたということですか。それが主なものだという理解でよろしいでしょうか。

相原教育委員会事務局次長 移管されたというか、調定の事務処理を教育委員会でやって、教育委員会の収入になっているという意味です。

遠藤委員 じゃあ、移されたその理由と、それがどういう建物かについてお伺いいたします。

相原教育委員会事務局次長 土地貸付料及び家屋貸付料でございますが、これは建物と土地と書いてございますが、実際には自動販売機の設置場所の貸付料ということでございます。

遠藤委員 どういうところの自動販売機ですか。全ての公園や施設ということですか。

相原教育委員会事務局次長 教育委員会所管が教育財産、学校、それから美術館等ございますが、そういう所属の中に、自動販売機が設置されているというふうにお考えいただければいいと思います。学校などに自動販売機が置いてあるのをよく見かけますが、そういうところの貸付料ということです。

遠藤委員 初めて聞いた話なので、何点かお伺いしたいんですけども、まず一つは、今まではそれを財政課で管理していたということになると思うんですけども、変わった理由がわからないんですけども。

吉原教育次長 今お答えした自動販売機の設置場所の貸付料につきましては、私ども教育委員会を含め、全庁的にいろいろな施設で設置をして収入を得ていますが、いわゆる教育委員会の財源として、教育委員会の事業に充てているものではなくて、それはほかの部局も同じですが、地方交付税とか税と一緒にいわゆる一般財源という扱いをしていますので、これについては財政課が管理をしているということになります。

ただ、調定については各部局が調定をするということで、収入だけが各部局の決算に載ってくると。それでこの違いが出てくるというように理解をしていただければと思います。

遠藤委員 わかりました。
それから、生産物売払について、どんなものがあるのかお伺いします。

相原教育委員会事務局次長 例えば、農業高校などで実習の関連で農業生産物をつくっております。野菜類だとか花だとか。そういう実習の結果としてできたものを売って、それを収入にしているということでございます。

遠藤委員 これは歳入の部分だけなんですけど、それを歳出のほうではどういう使い道があるのかお伺いします。

相原教育委員会事務局次長 学校運営費等の経費がございまして、学校運営上、必要な経費がありますので、その中で学校の教材費、その他についての購入経費としております。

(日本スポーツセンター共済給付金について)

山田委員 先ほど、雑入のところでちょっと聞き漏らしたんですが、スポーツ給付についてももう一度正しい名称で教えてください。

相原教育委員会事務局次長 スポーツのところだけでよろしいでしょうか。日本スポーツセンター共済給付金でございます。

山田委員 幾らでしたっけ。

相原教育委員会事務局次長 それが 4,300 万円です。

山田委員 そうしますとこれは、事故か何かに対する給付が来たと言葉から考えられるんですが、そうすると、4,300 万円は多い数字なので、先ほどの遠藤委員と同じように、その反対になる、支出はどこに記載されているのでしょうか。

上野スポーツ健康課長 日本スポーツ振興センターでやっております災害共済給付制度というものがあまして、その支出にかかわるものであります。雑入として国のほうから給付金としていただいたものを対象の御本人に支出しておりますが、支出につきましては、教 8 ページをごらんいただきたいと思います。上から 2 つ目の学校保健費、ここの学校保健指導費の中で共済金として支出をしております。

山田委員 出納局次長がいるのでお伺いします。そういう支出は、ここの支出の項目に出してくることなんでしょうか。

小林出納局次長 雑部金以外で県が支出した内容については決算報告書に記載されています。今のお話は、本人への給付金だと思いましたが、それも県の支出になりますので、こちらの決算報告書に記載がされています。

山田委員 民間で言えば、傷害保険とかそういうものに相当することなのかなと思うので、この保健指導費っていう科目での支出が非常に私は違和感を感じるのですが。

上野スポーツ健康課長 この災害共済給付制度といいますのは、一律に全ての子供に入っていたくということで、県のほうでも保険金を負担しています。先ほどの雑入のところの、日本スポーツ振興センター共済金保護者負担金、これは各学校で保護者から集めるお金なのですが、これも公金として収入しています。それに県の負担分を合わせて日本スポーツ振興センターのほうにお支払いをしています。御本人に給付金を払うときもセンターのほうから県でいただいて、御本人にお渡しするという制度になっています。

山田委員 だから、個々に払われた見舞金がここに出ているんじゃないくて、県が負担した保険金分がここに載っているっていう理解なんですか。

上野スポーツ健康課長 給付金が支払われるのは、事故とか災害に遭った場合となりますが、県のほうでその制度にのっとって御本人に支払った場合、会計上、県の支出としてここに載ってまいります。

山田委員 今の話は 2 種類あると思うんですよ。つまり、県が応分の定額で日本スポーツ振興会に負担するものと、直接けがをした人に給付するものは性格が明らかに違

うんじゃないかということは今言っているわけです。で、なおかつ雑入で給付金が入ってくると。まあ、事故があったから給付が入るわけですから、その県が定額で負担するかどうかはわかりませんが、県が負担している分ではなくて、けがをしたものも、県が直接給付するって言いましたよね。じゃあ、その給付がこの雑入に入ってくるのかっていう、こういう話をしているんですが。

上野スポーツ健康課長 この制度は全国一律にやっているものでありまして、地方公共団体学校設置者が子供の活動の安全を確保するために共済制度というものがあります。それを元締めみたいな形でスポーツ振興センターのほうで保険のリスクを引き受けているという形になっておりまして、当事者から見ると、県のほうにお金を払って、県から給付金をいただくというような制度になります。

山田委員 これでやめますが、私も P T A やっていたので、いわゆる親子安全会みたいなのがあって、それ以外の学校行事の中は、日ス振っていう、日本スポーツ振興会の部分があったんだけど、ちょっと今の説明だと、この費用と給付の数字のところは私としては理解ができないんですけれども。今の課長の説明ですと。

上野スポーツ健康課長 十分な説明ができなくて申しわけないのですが、保険、事故があった場合、学校がある程度補填といたしますか補償する。そのために振興センターのほうで全体のシステムを整えてもらっているというような形になります。ほかに幾つか学校安全会とか保険がありますが、これは任意になっていますので、それぞれの親が任意で掛け金を掛けて、直接保険金をいただくような格好になりますが、これは基本的には全加入で自治体も一定の負担をして保険に加入をしているという制度でありますので、県のほうで窓口になって、保険の受付から給付金の支払いまでを実行しているということになります。

山田委員 わかりませんが、いいです。

(国体開催に向けた取り組みについて)

高野委員 ことしインターハイが行われたわけですけど、成果説明書の教 8 ページの金額について、競技スポーツ振興費の 2 つ目に全国高校総体の開催と国体開催に向けた取り組みというのがあって、またこの下の学校体育指導費に同じものがあるんだけど、これは内容的にもものが違うのか。

清水全国高校総体推進室長 教 8 ページでございます、上の段の競技スポーツ振興費の全国高校総体の開催と国体開催に向けた取り組み、5 6 8 万 4,0 0 0 円につきましては、強化費として体協を通じて競技団体へ交付した補助金の内容でございます。それから、下のほうの学校体育指導費の全国高校総体の開催と国体開催に向けた取り組みにつきましては、これは主に白根高校第 2 運動場の人工芝改修、これはホッケー会場の整備に要したものですけれども、強化費を除く高校総体の大会準備にかかるものになります。これの中には、学校から派遣した教員分の代替講師の報酬とか、県実行委員会への補助金等が含まれています。

高野委員 この下の段の全国高校総体の開催と国体開催に向けた取り組み、1 億 9,2 0 0 万円の内訳を教えてください。

清水全国高校総体推進室長 内訳を御説明させていただきます。まず、工事請負費が 1 億 7,6 6 7 万円でございます。それから、報酬が 7 5 6 万円余でございます。それから、

県実行委員会に対する補助金が 741 万円余でございます。その他、旅費や役務費が 56 万円ほどございます。こういう内訳になっております。これは国体にもつながるんですけども、全て直接的には全国高校総体の準備にかかる金額となっております。

高野委員 グラウンドの整備とかっていうのは、学校施設費とか、そういうもので本来やるものなのかなというふうに思ってるんだけど、さっき、どこかの芝をと言ったね。そういうものは 1 つや 2 つじゃないと思うんだけど、インターハイに向けてはほかの学校の整備も、学校施設費が何かでやっていることもあるんだっけ。

清水全国高校総体推進室長 平成 23 年度から具体的に予算にかかる準備をしてまいりました。今回の対象の 25 年度については、施設整備についてはこちらのホッケー会場の整備のみであります。

高野委員 さっき羅列して幾つか言ってくれたんだけど、国体開催に向けた取り組みの部分の予算っていうのはどうなってるの？

清水全国高校総体推進室長 直接的には全国高校総体の取り組みであります。結果的に国体開催に向けた取り組みにも通じるものであるということでこういう書き方にしております。

高野委員 それを聞いたかったんだけど、私も四、五年前に知事に国体を誘致するべきだという話をかなりしたんですけど、お金がかかるとか、いろんな理由を言われたんです。格好だけ国体開催に向けた取り組みっていつているけれど、実際、この予算的なものなどは、簡単に言えば一切ない、インターハイでいろんなことをやって、それがやがては国体に通じるだろうという、そういう意味でしょうか？

清水全国高校総体推進室長 先ほど、上の段とともに説明をさせていただきましたが、たまたまその内容によって、強化費に関するものについては競技スポーツ振興費用のほうに載り、施設整備とか実行委員会の補助金については学校体育指導費のほうに載っております。それらを合わせて一つのくくりといたしまして、全国高校総体の開催と国体開催に向けた取り組みという項目にしてあったものですから、そのまま載せさせていただきました。

ちなみに、上のほうの強化費については、インターハイの強化費でもありますけれども、国体に向けた強化にもつながる内容のものであると認識しております。

高野委員 国体に向けた取り組みって書いてあるから、何か国体に向けての取り組みがあるのかなと。それを聞いたかったんだけど。実際、このままでいくと、国体、一番最後になっちゃうよ。二巡目が。山梨が一番最後。いかにもスポーツ振興を一生懸命やってるようだけど、別枠で国体開催に向けての何かのアクションを起こさないと、国体なんて絶対回ってこない。一番最後に残ったから山梨がやれやみたいになるんじゃないかなと思う。あえて取り組みって書いてあるから、真剣に取り組んでるのかなと思ったら、ただ、進行上の話だけ。インターハイのさまざまな補助金つけると、その進行過程で国体もあるんじゃないかっていうところがね、ちょっと俺にはよくわかんないんだけど。

じゃあ、ちなみに、ことしの国体に対する予算はどのくらいなのか。平成 25 年度の部分については、国体開催に向けてはゼロだと思っていいんだね。

上野スポーツ健康課長 国体開催に向けた取り組みにつきましては、国体は全国を3ブロックに分けて、本県は東ブロックということで開催順番が回ってくるようになりますが、東ブロックの県とは情報交換等をしながら取り組みを進めておりますが、予算として計上しているものはございません。

高野委員

予算がなければあなたたちは何もしないでしょう。予算があって初めてできる。今のちょっと答えはおかしいな。予算があって初めて動き出すんだから。予算がないものは動けないんだ。まあ、そんなことを言ってもしょうがないんだけど。教育長ね、国体開催に向けての山梨県の動きっていうのをもうちょっと活性化してこないと、本当に一番最後になっちゃう。あれ、茨城が2年後だけ。

(「茨城は34年」の声あり)

一番近いのはどこだけ。

(「31年が栃木」の声あり)

あ、栃木か。栃木、そしてあと、こっちでやってない、東日本でやってないのは山梨ともう一つぐらいしかない。

(「群馬と青森」の声あり)

青森？ 青森は東北じゃんか。

(「いや、一緒です。同じブロック」の声あり)

え？ 同じエリア？

(「同じエリアです」の声あり)

青森が？

(「はい」の声あり)

東北も含めてみんな同じエリアってこと？

(「はい」の声あり)

だけど、そんなことを言っていると、ほんとに最後になっちゃうし、そういうことで、これ、予算をつけてしっかりした誘致を体育協会のほうと力合わせてやっていかないと、うまくないんじゃないかなというふうに思うんですけど、教育長としてはどういう見解を持っているんですか。

阿部教育長

先ほどお話にありましたとおり、東ブロックの中でまだ開催していないところがございますので、他県と情報交換をしながら進めてまいりたいと考えております。

高野委員

予算もつけてね。

(「はい」の声あり)

質 疑

警察本部関係

(留置人代用刑事施設分償還収入について)

大柴委員

ちょっとわからないから 1 点だけ教えてもらいたいんですけど、警 2 ページの雑入の留置人代用刑事施設分償還収入ですか、これはどういうものなんですか。

窪田会計課長

これにつきましては、本来、刑務所等の刑事収容施設に入れるべき被告人につきましては、刑務所へ入れるのが相当ということになりますが、施設の収容能力の問題等がありまして、委託を受けて警察に設置をされております留置場などでお預かりをする場合がございます。そのときにつきましては、1 日の管理費用及び 1 日の食費等につきまして償還を受けるというシステムになっておりますので、その経費を収入しているというものでございます。

質 疑 企画県民部・森林環境部・エネルギー局関係

(森林環境保全運営委員会について)

大柴委員 主要施策成果説明書の 39 ページ、森林環境税の導入のところ、森林環境保全運営委員会の開催 2 回とあるわけですが、これはどのようなメンバーで行っているのか。

前沢森林環境部次長 メンバーでございますが、学識経験者の方、消費者団体の方、それから税を負担していただく法人ということで、法人会のほうからおいでいただいています。また、実際に事業を進めていただくということで、森林整備事業協同組合の理事長、それから市町村にも協力をいただくということで、市町村の担当課長等、合計 8 名のメンバーの方をお願いしております。

大柴委員 どのような内容なのでしょうか。

前沢森林環境部次長 昨年度につきましては、平成 24 年度の事業実績の報告、平成 25 年度の事業、基金の管理状況、それから、事業実施のモニタリング等を行っておりますので、資料を提出して御審議をいただいたところでございます。

大柴委員 平成 24 年度と 25 年度の実績ということですが、それで、税との関係というのはどのようなことがあるのでしょうか。

前沢森林環境部次長 この委員会に事業実績等について御報告をして、御意見をいただいているところでございまして、昨年度、御意見の中では、もっと普及啓発をするようにと、よく知っていただくようにという御意見をいただいたところでありまして、今年度、森林整備現場見学会等を開催したところでございます。

(治山施設災害復旧費について)

山下委員 森 13 ページにあります、決算報告書 252 ページ、治山施設災害復旧費でありますけれども、まず、これ、平成 23 年度、25 年度に計上したということですが、平成 24 年度の計上はなかったのでしょうか。

田邊治山林道課長 平成 24 年度は全額不用額処理を行いましたため、この決算報告書には計上されていません。

(林業・木材産業改善資金特別会計について)

遠藤委員 1 点だけお伺いいたします。森 22 ページですが、予算現額と支出額に相当開きがあり、34.8%の執行ということ。これは貸付金ですが、申請する件数が減っているのか、あるいはハードルが高くなって審査に漏れるケースが多くなっているのか、状況を知りたいんですが、どういう状況でこのように不用額が多くなっているのかお伺いいたします。

橘田林業振興課長 森 22 ページの林業・木材産業改善資金の貸付金に関してでございますけれども、これについては別に基準が高くなったとか、審査が厳しくなったとかいうことではなくて、あくまでも林業者からの貸付希望が少なかったことによるものでございます。

遠藤委員 例年どういう状況なのかちょっとわかりませんが、この年だけ低いのでしょうか。

橘田林業振興課長 最近の例で言いますと、平成 21 年度は 899 万円、平成 22 年度は 5,360 万円、平成 23 年度は 3,020 万円、平成 24 年度は 997 万 5,000 円となっております。

(浄化槽対策費について)

杉山委員 森 5 ページの上から 4 つ目、浄化槽対策費というところで 9,000 万円余あるんですが、成果説明書のところを見ますと、浄化槽設置への支援で 720 基ということになっているんですが、この 720 基の設置のための支出ということですか。

中込大気水質保全課長 委員御指摘のように、浄化槽の対策費で 8,938 万円余を支出しておりますけれども、これにつきましては市町村に浄化槽の設置補助ということで支出しております。720 基分です。

杉山委員 浄化槽に対する補助っていうのは、個別の補助と、あともう一つ、市町村設置型という形態の補助があると思うんですが、これはあくまでも個人に対する補助ということですか。

中込大気水質保全課長 これにつきましては個人の設置に対する補助ということでございます。

杉山委員 そうすると、あともう一つの市町村設置型という形態の補助は、どういう形になるのか、おわかりになればちょっと教えていただきたい。

中込大気水質保全課長 市町村設置型につきましては、環境省から直接市町村への補助ということになりますので、山梨県を通してはおりません。

杉山委員 最後に、この決算だと年間通して県内で 720 基が補助を通して設置されたということですが、当然、補助を通さない浄化槽もあるわけですが、この 720 基っていうのは、ふえているんでしょうか。同じなのか。その辺の今までの推移だけ教えていただきたいと思います。

中込大気水質保全課長 以前は住宅の着工戸数等が多かったのが、最近は減っておりまして、浄化槽の補助基数も若干減っているという状況であります。その年によって状況が変わっているという状況はあります。

(環境家計簿について)

高木委員 成果説明書の 34 ページ、森林環境部の企画総務費の中で、環境家計簿という大変おもしろい施策を実施されているんですが、環境家計簿の配布が 5,000 部行われたっていうんですが、どのようなところに、どのように配布されたんでしょうか。

前沢森林環境部次長 エコライフ県民運動の一つでございまして、関係団体、消費者団体でありますとか、あるいはネットワークにかかる事業者団体、あるいは市町村等に配布をしております。

高木委員 5,000部配付して1,198部という、4分の1にも満たないような非常に低い回収率なんですけれども、ここら辺の原因をどんなふうに捉えているのかちょっとお聞きしたいんですけれども。

前沢森林環境部次長 なかなか回収率がアップしないということで、そこにも書いてあるとおり昨年度が23.96%でございました。平成24年度については17.14%という状況でございまして、各種会合、あるいはホームページ等の中で回収をお願いしました。具体的に2カ月だけ電気料、それからガス料金、ガソリンの使用量をお書きいただくような形式になっております。回収がはかばかしくなく、4分の1程度ということなんですけれども、これも関係団体等をお願いをしているところですが、もう少し何か工夫をしなければならないんじゃないかなというふうには考えております。

高木委員 先ほど申し上げましたように、大変おもしろい企画だなというふうに思います。ではありますけれども、予算が非常に小さい。その辺のことは起因していないでしょうか。お答え願います。

前沢森林環境部次長 予算が起因してということではないというふうに分析をしています。むしろ、例えば電気代だけにするとか、内容を工夫することが必要なのかなと考えております。

高木委員 知事がエネルギー政策の大きな柱として、2050年までに今の60億キロワットを52億キロワットにし、さらにそれを自然再生エネルギーで賄うとすることから考えますと、県民のエネルギーに対する意識を高めていく上でも非常に重要な部分だというふうに思われます。そういった意味合いからして、この回収率を上げることにさらなる努力をしていかなければいけないのかなというふうに思います。その辺に対して県はどのようにお考えになっているかお尋ねします。

前沢森林環境部次長 地球温暖化等も含めて、自分がエネルギーをどのくらい使っているかということをこれで気づいていただくということで取り組んでいるところでございます。平成24年度に17%、昨年度23.96%というような状況でございまして、関係団体、消費者団体等いろいろなところをお願いしたり、あるいはスーパー等で告知したりするような形で徹底した周知を図る中で、少しでも回収率を上げていき、県民のみなさまに気づいていただく、ということに取り組んでまいりたいと考えております。

(諸収入について)

山田委員 収入未済が少ないんじゃないいいんだけど、森3ページの収入済の雑入が2,000万円で、収入未済の雑入が2億4,600円となっている。この内容は何でしたっけ。

前沢森林環境部次長 雑入の収入未済でございますけれども、これは日向処分場の関係の行政代執行であります。それ以外に上野原の野田尻の関係の不当利得の返還請求等でございます。

山田委員 違約金及び延滞利息ということで、不納欠損額に1,500万円、収入未済額に2,300万円あるんですけれども、同じ性質であれば、いずれ収入未済額のこれ

も不納欠損になっていくのかなと思います。まあ、ちょっとわかりませんがね。この不納欠損額に上げた根拠だけ教えてください。

前沢森林環境部次長 不納欠損処理の関係でございますが、これは公正入札の違約金の関係でございまして、相手方の破産手続きが終結をし、法人格がなくなったということから不納欠損処理をしているところでございます。

以 上

決算特別委員長 渡辺 英機